

豊中市子ども服リユース推進事業実施要綱

実施 平成 30. 4. 2

沿革 令和 3. 1. 1 改定

令和 3. 4. 1 改定

(目的)

第1条 この要綱は、リユース可能な子ども服（以下「リユース子ども服」という。）を市民に無償で提供する事業に対し、当該リユース子ども服を提供することについて必要な事項を定めることにより、ごみの減量を促進することを目的とする。

(リユース子ども服)

第2条 この要綱においてリユース子ども服とは、サイズが70cmから160cmまでの子ども服であつて、市民等から提供を受けたものをいう。ただし、肌着、下着、その他これらに類するもの及び破れ、汚れ又は大きなシミのあるものを除く。

(リユース子ども服を提供する事業)

第3条 この要綱に基づきリユース子ども服を提供する事業は、次のとおりとする。

- (1) 市の機関が実施する市民等に子ども服を無償で提供する事業
- (2) 市内の自治会、子ども会、老人クラブ、PTA等営利を目的としない地域団体が実施する市民等に子ども服を無償で提供する事業。ただし、当該地域団体に係る会則若しくは規約の写し又はこれらに準じるもの及び無償で提供する事業の企画書若しくはチラシ又はこれらに類するものを提出できるものに限る。

(リユース子ども服の保管及び処分)

第4条 回収したリユース子ども服は、リユース子ども服保管簿（様式第1号）に必要な事項を記載した上で環境事業所内の所定の場所に保管する。

- 2 家庭ごみ事業課長は、リユース子ども服の状態を勘案し、必要に応じてリユース子ども服を適宜処分することができる。
- 3 家庭ごみ事業課長は、第1項の規定により保管されているリユース子ども服を処分するときは、リユース子ども服保管簿にその旨を記載しなければならない。

(リユース子ども服の提供)

第5条 第3条第2号の規定によりリユース子ども服の提供を受けようとする者は、申込書兼誓約書（様式第2号）により家庭ごみ事業課長に申し込むものとする。

- 2 家庭ごみ事業課長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込者と協議のうえ、引渡し日時及び場所を決定するものとする。
- 3 リユース子ども服の提供を受ける者は、リユース子ども服の引渡しの際、受領書（様式第3号）を家庭ごみ事業課長に提出しなければならない。
- 4 家庭ごみ事業課長は、リユース子ども服を提供したときは、リユース子ども服保管簿にその旨を記載しなければならない。

(実施報告書の提出)

第6条 リユース子ども服の提供を受けた者は、第3条第1号又は第2号に掲げる事業の実施後に、速やかに実施報告書(様式第4号)を作成し、家庭ごみ事業課長に提出しなければならない。

(リユース子ども服の返却)

第7条 リユース子ども服の提供を受けた者は、第3条第1号又は第2号に掲げる事業の実施後、無償で提供できなかったリユース子ども服を返却しなければならない。ただし、家庭ごみ事業課長が特に必要があると認めるときは、返却しないことができる。

2 リユース子ども服の提供を受けた者で、前項本文の規定によりリユース子ども服を返却するときは、リユース子ども服返却書(様式第5号)を家庭ごみ事業課長に提出しなければならない。

3 家庭ごみ事業課長は、第1項の規定によりリユース子ども服の返却があったときは、リユース子ども服保管簿にその旨を記載しなければならない。

(施行細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども服リユース推進事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 2日より実施する。

附 則

この要綱は、令和3年 1月 1日より実施する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日より実施する。

申込書No.	受付者
—	

年 月 日

（あて先） 豊 中 市 長

住 所 : _____

氏名又は名称 : _____

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

申 込 書 兼 誓 約 書

豊中市子ども服リユース推進支援事業実施要綱第5条第3項の規定に基づき、リユース子ども服を無償で譲受けることを申し込みます。

また、譲受けたリユース子ども服については、市民等は無償で譲渡すること及び自己責任のもと活用しますので、豊中市に対し一切迷惑をかけないことを誓約いたします。

記

1. 事 業 名 _____

2. 譲渡依頼リユース子ども服（ — ）

(1) 70 c m ~ c m : 点 (6) 120 c m ~ c m : 点

(2) 80 c m ~ c m : 点 (7) 130 c m ~ c m : 点

(3) 90 c m ~ c m : 点 (8) 140 c m ~ c m : 点

(4) 100 c m ~ c m : 点 (9) 150 c m ~ 160 c m : 点

(5) 110 c m ~ c m : 点 合計 _____ 点

3. 連絡先(担当部局名・担当者名) _____ (電話番号) _____

申込書No.	受付者
—	

年 月 日

（あて先） 豊 中 市 長

住 所 : _____

氏名又は名称 : _____

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

受 領 書

豊中市子ども服リユース推進支援事業実施要綱に基づき、下記のリユース子ども服を確かに受領しました。

記

1. 受領リユース子ども服（ — ）

（1） 70 c m ~ c m : _____ 点 （6） 120 c m ~ c m : _____ 点

（2） 80 c m ~ c m : _____ 点 （7） 130 c m ~ c m : _____ 点

（3） 90 c m ~ c m : _____ 点 （8） 140 c m ~ c m : _____ 点

（4） 100 c m ~ c m : _____ 点 （9） 150 c m ~ 160 c m : _____ 点

（5） 110 c m ~ c m : _____ 点 合計 _____ 点

2. 連絡先（担当部局名・担当者名） _____ （電話番号） _____

申込書No.	受付者
—	

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

住 所 : _____

氏名又は名称 : _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

報 告 書

豊中市子ども服リユース推進事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名 _____

2. 実施日時 _____

3. 実施場所 _____

4. 配布リユース子ども服

(1) 70 c m : _____ 点 (6) 110 c m : _____ 点

(2) 80 c m / 85 c m : _____ 点 (7) 120 c m : _____ 点

(3) 90 c m : _____ 点 (8) 130 c m : _____ 点

(4) 95 c m : _____ 点 (9) 140 c m 以上 : _____ 点

(5) 100 c m : _____ 点 合計 _____ 点

5. 実施状況写真 (裏面に貼付または別紙で添付)

6. 連絡先 (担当部局名・担当者名) _____ (電話番号) _____ - _____

申込書No.	受付者
—	

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

住 所 : _____

氏名又は名称 : _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

返 却 書

豊中市子ども服リユース推進事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のリユース子ども服を返却します。

記

1. 返却リユース子ども服)

(1) 70 c m : _____ 点	(6) 110 c m : _____ 点
(2) 80 c m / 85 c m : _____ 点	(7) 120 c m : _____ 点
(3) 90 c m : _____ 点	(8) 130 c m : _____ 点
(4) 95 c m : _____ 点	(9) 140 c m 以上 : _____ 点
(5) 100 c m : _____ 点	合計 _____ 点

2. 連絡先(担当部局名・担当者名) _____ (電話番号) _____